

5 任命権者からの申請に基づく承認

給与その他の勤務条件等に関する条例及び人事委員会規則においては、適用する際、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得なければならない事項が定められている。

令和元年度、任命権者の申請に基づき、委員会が承認した事項は次のとおりである。

(1) 職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係

ア 臨時休暇の承認

(根拠規定 地公法第42条、職員の勤務時間及び休暇に関する条例(昭和26年名古屋市条例第48号)第16条)

承認年月日	対 象	内 容
R1. 5.23	①令和元年6月1日現に在職する職員 (フルタイム勤務再任用含む) ②令和元年6月2日から令和元年6月15日までに採用される職員 ③令和元年6月16日から令和元年6月30日までに採用される職員 ④令和元年7月1日から令和元年7月31日までに採用される職員 ⑤令和元年8月1日から令和元年8月31日までに採用される職員 ⑥令和元年9月1日から令和元年9月15日までに採用される職員 ⑦令和元年6月1日現に在職する再任用職員(短時間勤務)	酷暑期における職員の保健及び元気回復を図るため、令和元年6月1日から令和元年11月30日までの期間に、①②の職員には5日、③⑦の職員には4日、④の職員には3日、⑤の職員には2日、⑥の職員には1日臨時休暇を与える。(半日ごと又は1時間ごとに区分して利用することもできる。)

イ 勤務時間の特例等の承認

(根拠規定 職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条)

承認年月日	対 象	内 容
R1. 7.30	教育委員会事務局指導部指導室に所属する職員のうち、画一的な一斉授業からの転換を進める授業改善の業務にあたり学校に勤務する職員	画一的な一斉授業からの転換を進める授業改善の業務にあたり学校に勤務する場合の勤務時間等を、学校勤務の教職員と同様の取扱いとするもの。
R1. 12.20	子ども青少年局子ども未来企画室に所属する職員の内、子どもの権利擁護機関の業務に従事する職員	子どもの権利擁護機関が新設されることに伴い規定を整備するもの。
R2. 3.24	観光文化交流局名古屋城総合事務所に勤務する学芸員	文化財の展示施設が令和2年度より新設されることに伴い、学芸員の勤務体制の見直しを行うもの。
	環境局大江破碎工場に勤務する職員	北名古屋工場が令和2年度より稼働を開始することに伴い、大江破碎工場の勤務体制の見直しを行うもの。
	子ども青少年局あけぼの学園に勤務する職員	あけぼの学園の改築移転に伴う業務体制の変更に伴い、勤務体制の見直しを行うもの。
	市長部局の原則勤務職場に勤務する職員	育児や介護等を行う職員の働き方について、より柔軟に対応するため、早出遅出勤務の割振り及び休憩時限の選択制を導入するもの。

健康福祉局厚生院・中央看護専門学校・八事霊園・斎場管理事務所・食品衛生検査所・動物愛護センター・食肉衛生検査所に勤務する職員	育児や介護等を行う職員の働き方について、より柔軟に対応するため、休憩時間が 45 分の職員の勤務時間の割振り及び休憩時限の選択制を導入するもの。
環境局富田工場に勤務する職員	富田工場の新設に伴い規定を整備するもの。
人事委員会事務局に勤務する職員	育児や介護等を行う職員の働き方について、より柔軟に対応するため、早出遅出勤務の割振り及び休憩時限の選択制を導入するもの。
教育委員会事務局の原則勤務の職員、子ども適応相談センターの職員、学校事務センターの所長、事務支援係及び給与係の職員、教育センターの職員、中央図書館の整理課収集整理係の職員	育児や介護等を行う職員の働き方について、より柔軟に対応するため、早出遅出勤務の割振り及び休憩時限の選択制を導入するもの。
教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する指導主事（スクールカウンセラー等）のうち定年の定めのある職員	令和 2 年度より定年の定めのある指導主事が子ども応援室に配属されることに伴い規定の整備をするもの。
消防局の原則勤務職場に勤務する職員	育児や介護等を行う職員の働き方について、より柔軟に対応するため、早出遅出勤務の割振り及び休憩時限の選択制を導入するもの。

(2) 職員の給与に関する条例関係

管理職手当の支給に関する承認

(根拠規定 地公法第 24 条第 5 項、職員の給与に関する条例第 8 条の 2 第 1 項)

承認年月日	対 象	内 容
R1. 7. 23	小学校校長（行政職等給料表の職務の級 8 級にある者に限る。）	9 種
R2. 3. 24	精神保健福祉センター副所長	8 種
R2. 3. 24	衛生研究所課長	7 種
R2. 3. 24	中学校校長（行政職等給料表の職務の級 8 級にある者に限る。）	9 種
R2. 3. 24	再任用短時間勤務職員	1～8 種

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例関係

(根拠規定 地公法第 35 条、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 26 年名古屋市条例第 8 号)第 2 条第 3 号、職務に専念する義務の免除基準に関する規則第 2 条第 21 号)

事 由	件 数
非常勤講師又は委員の職に従事	13
国民体育大会等に選手等として参加	5
その他	4